

観光圏整備実施計画認定申請書の記入要領

- * 観光圏整備実施計画認定書書式の各項目に従って記入してください。
- * 基本的には、枠の大きさの範囲内で、簡潔明瞭に記入してください。書ききれない場合は枠を大きくしても構いません。
- * 提出に当たっては、紙とあわせて、電子データでの提出をお願いします。

- ・ 委任事項について、共同事業者の申請代表者を定めた場合は、「委任状」により、認定申請、以後の変更認定申請、届出に関して手続きを代表者に委任することができます。

「委任状」により申請する場合

委任者は、委任事項を確認の上、委任者（共同事業者）の名称、住所、（役職）代表者名を記入し、押印する。受任者は、共同事業者の申請代表者として「住所、氏名又は名称、代表者」を記入し右側に法人の代表者印を押してください。（ただし、認定申請、変更認定申請、届出時に共同事業者の同意を得た上で提出して頂くよう留意してください。）

「共同事業者」として申請する場合

共同事業者として申請する場合は、実施しようとする事業者の「住所、氏名又は名称、代表者」を列記し、それぞれ、代表者印を押印してください。また、変更認定申請、届出に関しても同様になります。

- ・ 「1. 対象となる観光圏の区域」には、〇〇〇観光圏との名称を記入してください。
- ・ 「2. 観光圏整備事業の名称」には、事業全体の名称（テーマ）を記入してください。
- ・ 「3. 観光圏整備実施計画の期間」には、観光圏整備計画に従って当該計画を実施しようとする期間を記入してください。

1. 共同事業者の実施主体

(1) 共同事業者

- ・ 共同事業者となる事業者名として、法人名称等、住所、職名、代表者名を記入してください。
- ・ 「共同事業者となる地方公共団体」は、自ら観光圏整備事業を実施する場合に記入してください。

2. 観光圏及び滞在促進地区の概要

(1) 観光圏及び滞在促進地区の概要

「観光圏」として関わる全ての都道府県名や市町村名を記入してください。

「滞在促進地区」として設定しようとする区域の「名称・範囲（字、大字・町丁目・街区等）を表示してください。」・宿泊施設数」を記入してください。また、観光圏整備の促進に資するような、主要な観光資源（自然資源、歴史文化資源、年中行事やイベントを含む）とその概要を整理します。

(2) 観光圏及び滞在促進地区の位置関係（圏域図）

観光圏と滞在促進地区との位置関係及び関連する観光資源との相関図を明記してください。

3. 観光圏整備事業の目標

- ① 観光圏を整備するための核となる観光資源や事業等を分析した内容及び、その確立の方向性を記入してください。
- ② 観光圏整備実施計画期間中の年（度）毎の、観光入込客数、平均宿泊数及びリピーター率等、観光圏の実情に応じて、具体的な数値目標を設定して記入してください。なお、国内外の観光旅客等内訳も併せて記入してください。

- ③ 観光まちづくりを主体とした継続的・自立的な活動体制を確立するための目標を具体的に記入してください。

4. 観光圏整備事業の概要

実施しようとする観光圏整備事業の区分(a)～(e)に従い、各個別事業の概要について、記入してください。

- ・ 「個別事業名」を記入してください。なお、観光圏整備事業費補助金の対象とならない地方公共団体の事業や農山漁村交流促進事業など他の国の補助金、交付金、調査費等に関する事業を個別事業として位置づける場合もその旨、別途記入をしてください。
- ・ 「事業概要」は、(a)～(e)の各事業区分に沿って、事業者の創意工夫のある取り組みとなる事業の概要を、簡単に記入してください。
- ・ 「実施主体」は、個別事業を実施しようとする主体の名称（共同事業体における「〇〇実行委員会」等でも可）を記入してください。
- ・ 「実施期間」は、観光圏整備実施計画の期間中、予定する期間を「〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月」と記入してください。（イベント等で実施日が決まっている場合には、具体的な日時とします。）
- ・ 「国の支援又は法律の特例の適用」は、観光圏整備実施計画において、受けようとする支援又は特例について、4. 末尾の「*国の支援制度又は法律の特例」について適用を希望する欄の番号を記入してください。また、「⑩その他の国の支援制度」においても、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金など適用可能性のある制度名を参考情報として記入してください。

5. 観光圏整備実施計画に係る所要資金の額及び調達方法

- ・ 計画年度毎に、「総事業費」の総額を記入してください。また、その「所要資金額」についても、「自己資金」「希望補助金額」「その他」に区別して、記入することとし、希望補助金額については、「観光圏整備事業費補助金交付要綱（平成20年7月23日国総観振第55号）」を参照し、希望補助金の年度のみ記入してください。「調達方法」には、「その他」の寄付金、協賛金、財政投融资等、調達先等の内訳を記入してください。

6. 観光圏整備計画に対する関係市町村又は都道府県の意見

- ・ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第7条第3項に掲げる「関係する市町村又は都道府県の意見」を記入してください。

7. 個別事業実施計画書（個別事業ごとに記入してください。）

個別事業の概要

- ・ 観光圏整備事業名「観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業」「観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業」「観光旅客の移動の利便の増進に関する事業」「観光に関する情報提供の充実強化に関する事業」「その他の事業」の区分に従い、記入してください。
 - ・ 個別事業名は、「4. 観光圏整備事業の概要」と整合するよう記入してください。
 - ・ 「実施主体名」は、実施するすべての者を記入してください。
- (1) 個別事業の目的
- 当該個別事業の実施によって、観光圏の形成に対して果たす役割や、滞在促進に向けての目的を明記してください。
- (2) 個別事業の実施計画
- ・ 「個別事業実施体制図」は、「別紙のとおり」として添付し、個別事業が確実に遂行するための体制

を明記してください。なお、複数の事業者として実施する場合にあっては、事業者毎の役割を明示してください。

- ・ 「実施時期（期間）」を記入してください。「実施場所」については、滞在促進地区に係るものについては、括弧書きし、開催場所、設置場所等が具体的にわかるように、観光圏や滞在促進地区の中の位置づけや、主要交通機関、主要観光資源・施設との位置関係を整理し、別途図を添付するなど示してください。
- ・ 「実施内容」は、以下の点について留意し、観光圏整備実施計画の計画期間中該当する実施年度において記入してください。

個別事業の具体的内容を整理します。（多言語対応を図るものについては、言語も記載してください。）

(a) 「観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業」については、滞在促進地区を整備するための泊食分離、観光圏内における地産地消等の創意工夫のある取組み、観光圏整備のための外観統一整備等、宿泊サービスの向上のための実施しようとする個別事業の具体的内容を記入してください。ただし、記入する際は観光圏内において整備する事業と滞在促進地区内において整備する事業とに留意してください。

(b) 「観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業」については、例えば観光圏イベント開発に関する事業は、観光圏を整備するためのイベントのテーマやプログラムの概要、内外観光旅客の具体的な対応策（外国人対応であれば外国語併記パンフレットやマップの作成、通訳ガイド等の配置等）等、観光圏商品企画開発・販売促進に関する事業は、観光圏の整備のための商品開発手順・検討方法やどういったものの開発・商品化を図るか等、観光圏体験・交流・学習促進に関する事業（農山漁村交流促進事業を含む）は、整備（改良）施設の構成、機能、規模、整備手法、維持管理手法等、観光圏人材育成に関する事業は、設立する研修制度の具体的内容や研修会の開催予定、通訳ガイド等の配置計画等をそれぞれ具体的に記入してください。

(c) 「観光旅客の移動の利便の増進に関する事業」については、交通機関や車両・船舶の形状、運行（航）サービスの概要、内外観光旅客のための案内表示システムの具体的方法を記入してください。例えば、バス運行については、上記によるほか、次の各事項についても記入してください。また、運行系統（ルート）図も添付してください。

- 運行系統（ルート）図（起点～経過地～終点）
- 既設系統又は新設系統の別
- 運行開始予定日及び運行実施期間
- 予定する運行回数

(d) 「観光に関する情報提供の充実強化に関する事業」については、案内所の整備・運用に関して、施設の構成、機能、規模、整備手法、維持管理手法をできるだけ具体的に記入してください。また、情報ツール等を作成する場合は、情報内容や規模（例えばパンフレットやマップ、ポスター等の配布枚数）、発信・配布方法等を記入してください。

インターネットによる情報発信については、作成する（多言語）WEBコンテンツの具体的内容や特徴等を記入してください。

観光案内標識等の整備については、具体的に誘導すべき施設、標識の表示概要、標識の形状や配置計画等を記入してください。

(e) 「その他の事業」については、(a)～(d)の分類に属さない観光圏を整備するための事業として、当該観光圏の独自性を発揮したものとなるような事業内容について記入してください。

(3) 個別事業に関わる関係法令等

- ① 「個別事業に関わる関係法令名」は、個別事業の実施にあたって受けようとする法令等による規制や許認可事項を明らかにするため、その名称を記入してください。
- ② 「関係法令等への対応方法」は、それをクリアするための条件や、手続きの進捗状況と見通し、今後新たに必要となる手続きや関係機関との調整事項を整理します。

(4) 日本政策金融公庫（*）による制度融資

- ① 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上のための施設整備において、日本政策金融公庫による制度融資を希望する観光圏整備事業にあっては、個別の実施主体単位で、別途「個別事業実施計画書」を作成のこと。なお、本制度については、当該企業の設備投資額が設備投資前の事業用固定資産の10%以上を占める場合に限ることと、金融機関の審査が別途あることを留意されたい。

② 個別事業の目標及び実施内容

- ・ 予定している事業内容の概略を記入してください。
- ・ (例) 当旅館にある団体用の大広間(80畳)を、個人客用の客室(7部屋)に改装する 等
- ・ 「当該事業実施により予定されている観光圏形成の効果」については、「4. 観光圏整備事業の目標及び内容(1) 観光圏整備事業の目標②観光圏の実情に応じた、明確な数値目標」に記載されている数値目標が設定されている項目のいずれに資するか具体的に記入してください。
- ・ 「当該事業実施に予定されている宿泊サービス改善・向上化の効果」については、本事業の実施による宿泊サービスの改善・向上化の個別の効果について記入してください。

(*) 日本政策金融公庫：平成20年9月30日までは中小企業金融公庫

8. 必要とする特例措置の内容(事業者毎に記入してください。)

(1) 申請者(届出者)の概要

共同申請者のうち、特例措置を受けようとする事業者の概要を整理します。事業者毎に必要な事項を記入してください。

(2) 観光圏整備法による特例計画

① 必要とする特例根拠

特例を受けようとする観光圏整備法の条文を抜粋し、「〇〇〇法の特例」と()内に記入してください。

② 取得法令事業名

特例を受けようとする法令に関し、取得している法令の名称を記入してください。

(例)「旅客業法の許可」

③ 許可年月日(番号)

取得した法令に関し、その処分年月日を記入してください。

(例)平成〇〇年〇〇月〇〇日許可(〇〇〇第〇〇号)

④ 営業所(施設)の位置

特例を受け観光圏整備事業を実施しようとする営業所又は施設の位置を記入してください。

(例)〇〇市〇〇町1丁目1番1号(〇〇営業所)

⑤ 観光圏内滞在促進地区

滞在促進地区と④の位置関係を整理します。特に、観光圏整備法第12条(旅行業法の特例)特例を受けようとする場合は、滞在促進地区内に存しなければならない点に留意してください。また、滞在促進地区を複数設定する場合、いずれの滞在促進地区か確認します。

⑥ 観光圏内限定旅行取扱業務取扱責任者

観光圏整備法第12条(旅行業法の特例)を受けようとする場合についてのみ、「観光圏内限定旅行取扱業務取扱責任者」について選任予定者を記入してください。

⑦ 資格要件(旅行業法の特例を受ける場合のみ)

「観光圏内限定旅行取扱業務責任者」については、観光圏整備法第12条第4項に定める要件に該当しなければならないことから、その旨を明記した宣誓書・関係書類を添付してください。

(参考)観光圏整備法第12条第4項

1 旅行業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれかにも該当しないこと。

2 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の過程を修了したことその他の当該営業所における旅行業務に関し旅行業法第12条の2第1項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

(3) 個別事業に対する特例内容

- ・ 「個別事業名」を記入してください。
- ・ 「特例措置を必要とする理由」を記入してください。
- ・ 「特例措置を受けようとする事業内容」については、特例措置を受けようとする各法律等の項目に従い、その内容を明らかにした書面を添付してください。
- ・ 「当該事業実施による観光圏整備の効果」は、特例措置により観光圏整備への効果について記入してください。